

議案第53号

沼田市監査委員条例及び沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市監査委員条例及び沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市監査委員条例及び沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

(沼田市監査委員条例の一部改正)

第1条 沼田市監査委員条例(昭和40年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41
年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。